

県指定文化財の指定について

- 1 諮問先
宮崎県文化財保護審議会
- 2 諮問内容
(1) 有形文化財「銅鰐口」(荒立神社所蔵)に係る県指定有形文化財の指定について
(2) 有形文化財「銅鰐口」(宮崎県総合博物館所蔵)に係る県指定有形文化財の指定について
- 3 指定の理由
別紙のとおり

※文化財保護審議会の期日
平成30年1月29日(予定)

【根拠】

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)

第2章 県指定有形文化財
(指定)

- 第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県にとって重要なものを宮崎県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 (略)
 - 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、宮崎県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。
 - 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
 - 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
 - 6 (略)